

## 特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等

根拠法令：特定非営利活動促進法，移譲対象：全市

### 1 移譲事務の概要及び移譲状況

#### (1) 移譲事務の内容

特定非営利活動法人の設立認証及び届出の処理等

- 特定非営利活動法人の設立、定款変更及び合併についての認証又は不認証を決定及び通知
- 法人から提出される事業報告書等の届出処理

#### (2) 移譲のメリット

- 身近な市が窓口となることで、移動負担の軽減や迅速な事務処理などNPO法人等の利便性の向上につながる。
- 市が事務処理を行うことで、NPO法人の活動内容や現状を具体的に把握できるようになり、行政と住民との協働による行政サービスの展開につながる。

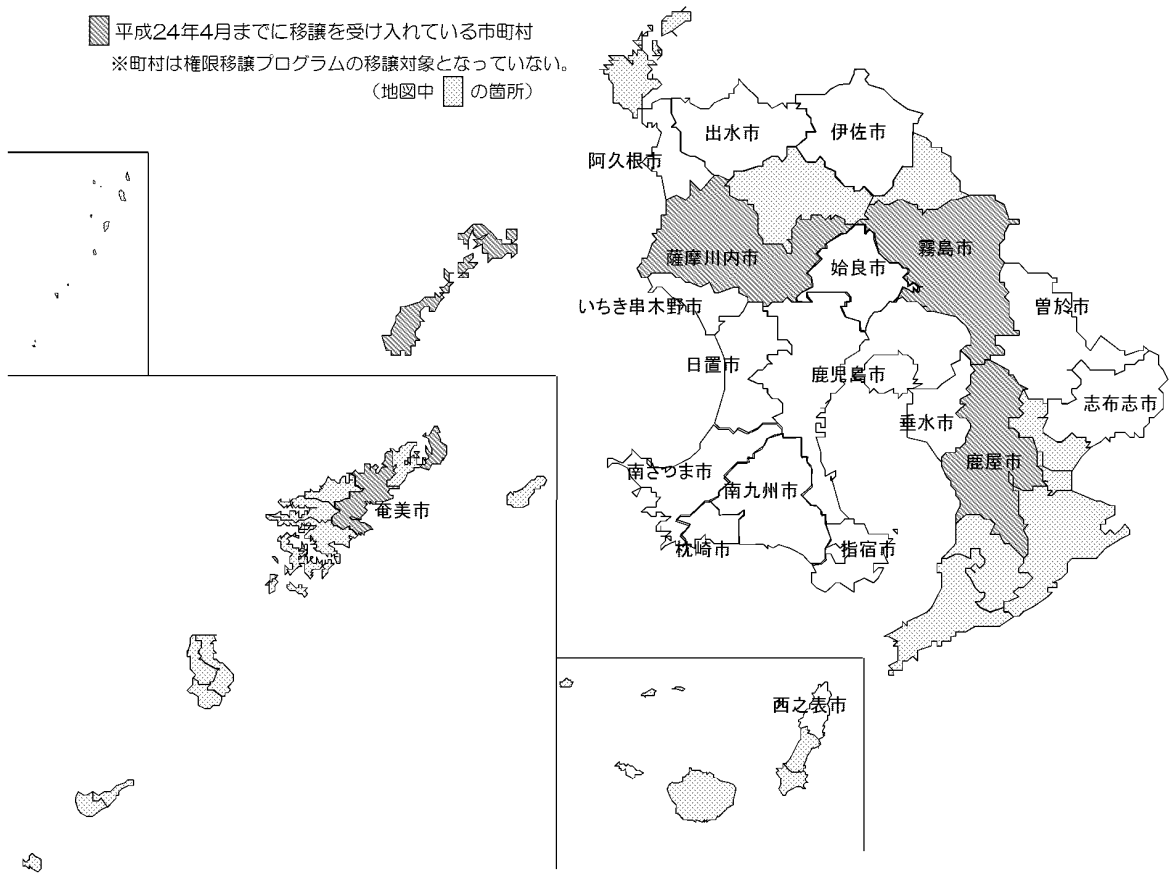
#### (3) 移譲事務に関する県の支援策

- ① 財源措置  
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 事務処理体制の整備
  - ・ 事務処理マニュアル（特定非営利活動法人設立手続き等の手引）の提供
  - ・ 移譲後の定期的な研修会開催等による担当職員の知識・技能習得の支援
  - ・ 移譲後における随時の情報提供及び相談対応

#### (4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※
全市	19	4	21.1%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H19年4月	鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市		
H20年4月	奄美市		

※ 「移譲率」＝「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」



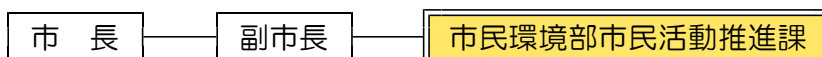
## 2 移譲市町村の取組状況等

### ◎鹿屋市（平成19年4月から移譲）の事例

#### (1) 移譲後の事務処理体制

3名

《内訳》市民活動推進課：3名（課長，係長，担当）



#### (2) 移譲受入れを決定した経緯

当初，市内におけるNPO法人の数が少なく移譲のメリットが見えにくい，専門的知識の不足などの理由から，受入に慎重であったが，県からの移譲受入の要請を受け，10万都市（薩摩川内市・霧島市）間の協議と市役所内部での検討を重ね，最終的に，「NPO・ボランティア団体等との協働を図りながら『共生・協働のまちづくり』を目指す」という市の方針に合致するものとして，平成19年4月から権限を受け入れている。

#### (3) 移譲事務の処理状況

平成23年度は，7件の設立認証事務があり，最終的に申請に至らなかったものを含めると相談があった事例は約20件であった。

現在，鹿屋市においては，NPO法人の設立認証等に当たって，事前相談時における制度説明等を重視しており，NPOに関する制度，義務，税制，認証までのスケジュール等の具体的な説明や予定されている事業内容の把握などを積極的に行っている。

このため，相談には相当の時間を割いている状況にある。

また，定期的な業務として，NPO法人から事業報告書や役員変更届等が提出されるため，届出の受理や内容確認等を行っている。

これらは，個別の業務量は少ないものの，市で所管しているNPO法人数が現在55法人あることから，処理件数は多い状況である。特に，事業報告書等が期限内に提出されないケースなど，督促等の対応がある場合は時間等を要している状況にある。

NPO活動（ばらの栽培教室）の様子  
（NPO法人ローズリングかのや）



#### (4) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲の受入れによって、これまで県民交流センター（鹿児島市）まで出かけて手続きが必要となっていたNPO法人の設立認証の申請等を鹿屋市で行えるようになり、申請者にとって移動負担が軽減されるなど住民サービスの向上につながっている。

また、市役所が身近な窓口となり、気軽に相談しやすい環境が形成されているほか、きめ細やかな対応・助言に取り組んだことで、住民の市民活動への意識が高まり、NPO法人だけでなく、法人化に至らない団体においても活発な市民活動が増加しており、市民活動の活性化につながっている。

市においては、相談対応や各種手続きの処理を通じて、NPO法人の活動内容や状況等が具体的に把握できるようになったことから、法人等と協働した事業を展開する際など、各法人の状況等を踏まえた効果的な連携が図られている。

【図表①】 権限移譲の効果

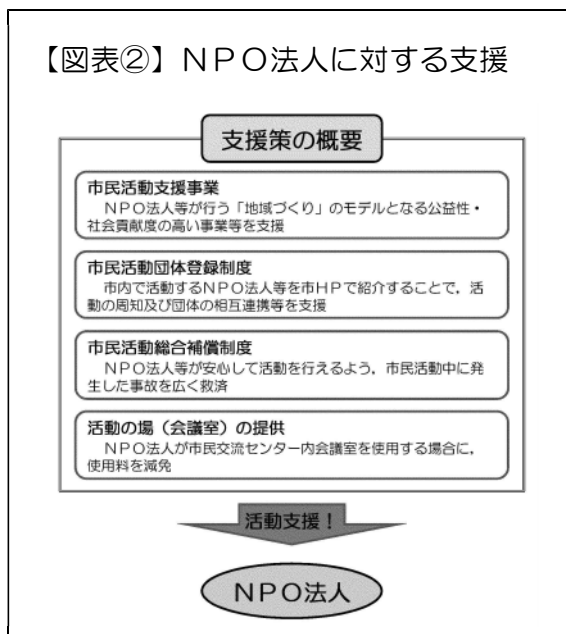


#### <鹿屋市におけるNPOとの協働>

鹿屋市では、NPO法人の活動を支援するため、NPO法人が会議や打ち合わせなどで、市民交流センター内の会議室を使用する場合に使用料を減免しているほか、NPO法人等による地域づくりのモデルとなるような公益性・社会貢献度の高い事業等を支援するための「市民活動支援事業」の実施などに取り組んでいる。

また、NPO法人等が安心して活動を行えるよう、市民活動中に発生した事故を広く救済する「市民活動総合補償制度」も導入している。

【図表②】 NPO法人に対する支援



## (5) 移譲事務の処理に関する留意点等

NPO法人は、活動内容が多岐にわたり事業規模にも大きな差があるほか、一部の法人では認証後に活動休止となるケースも見られることから、鹿屋市では、設立認証の事前相談において、丁寧な制度説明を行うとともに、予定されている事業や資金面、運営方針などを的確に把握し、必要な助言を行うなど、法人が設立後も円滑かつ継続的に事業を実施していけるよう配慮している。

また、活動中のNPO法人の負担軽減を図るため、定款変更等の手続きに当たって、メール等を活用した事前の内容確認を実施することにより、法人が何度も市役所へ足を運ばなくて済むような取組も行っている。